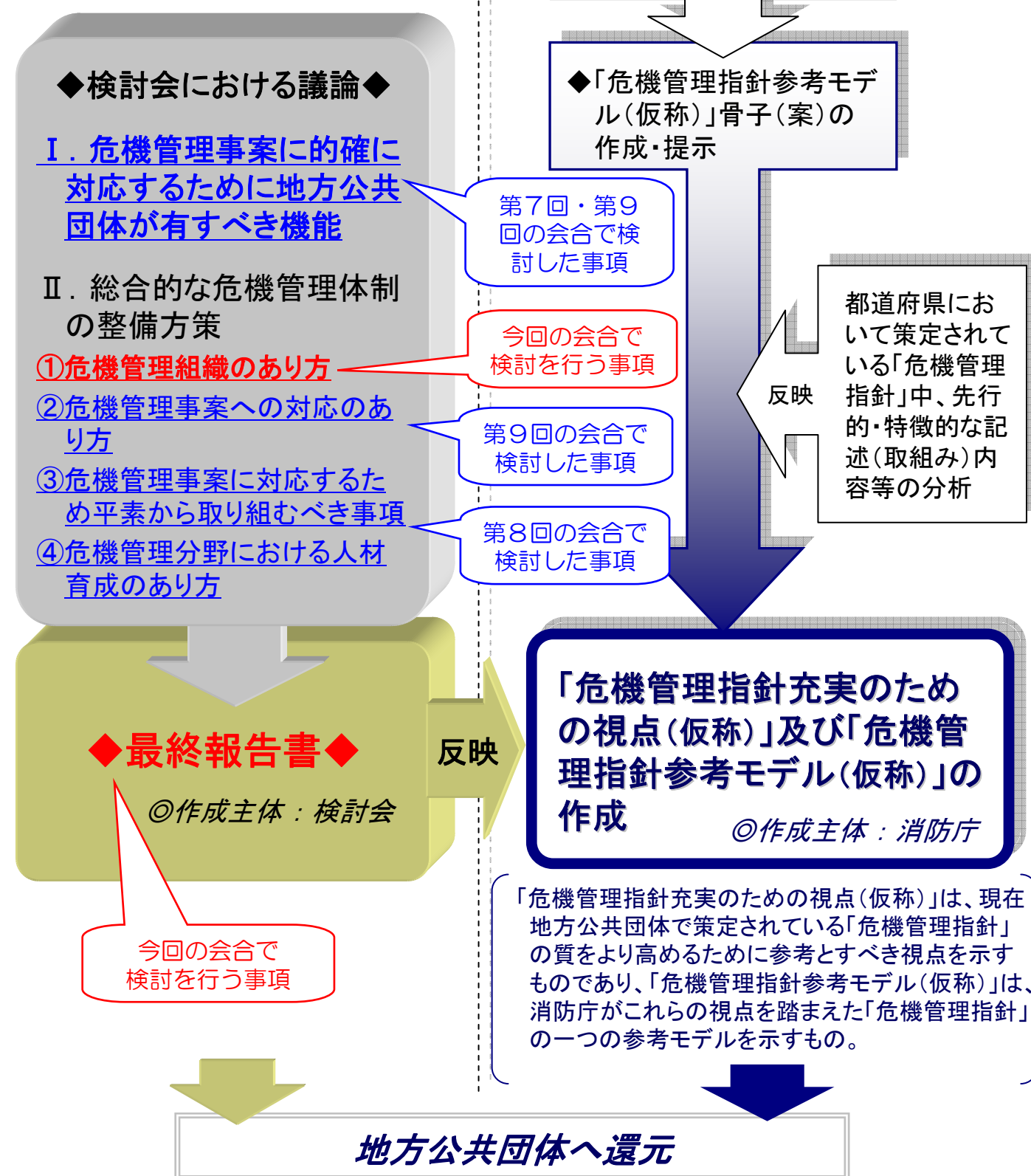


「最終報告書」、「危機管理指針充実のための視点(仮称)」及び「危機管理指針参考モデル(仮称)」の関係(イメージ)

※ 危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や全庁的な対応方針を示すもの。

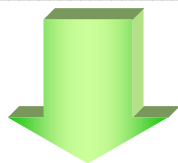
◎平成18年10月1日現在、47都道府県のうち38団体で策定済み



危機管理組織のあり方

○ 検討事項

平素からの組織



危機発生時の体制

○危機管理担当部署・危機管理専門幹部が有すべき権限、所掌すべき事務の範囲

○危機発生時にスムーズに体制を移行する方策

○トップダウン(対策本部長の迅速かつ的確な判断)を意識した体制
○平素からの組織及び関係機関との連絡調整並びに役割分担
○持続的に危機に対応できる体制の確保

(中間報告書)

6 今後の議論・検討の方向性について

(2)地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策

① 危機管理組織のあり方

危機管理組織については、危機が発生する前及び危機が発生して全庁的な体制が取られるまでの間における平素から存在する組織と、発生した危機に対して全庁的に取り組むために臨時的に設置される組織、それぞれのあり方について、検討することとする。

前者については、所管部署や発生原因が不明の場合の初動体制や、危機管理担当部署と事業担当部署との役割の明確化等、危機管理事案への対応に遺漏がないようにするための団体内部での役割分担を明らかにすることを念頭に置いて、当該組織が有すべき権限、所掌すべき事務の範囲等について検討を行う。また、「危機管理専門幹部」を配置するメリットを整理した上で、同幹部職員が有すべき権限、所掌すべき事務の範囲等について検討する。

後者の危機に対して全庁的に取り組むための臨時的な危機管理組織については、危機に関する正確な情報の収集・整理や部局間の役割の調整等を含む、対策本部長等が迅速かつ的確な判断を行いうるメカニズムを中心として検討する。

また、前者の組織と後者の組織の関係について、的確なタイミングで迅速かつ円滑に体制の移行を行うための方策等についても検討を行う。

※「危機管理専門幹部」とは、部(局)次長級以上の幹部で、首長を補佐して危機管理対応を主たる業務として担当する専任職員をいう。

○ 危機管理組織のあり方についての検討の進め方

組織は、一定の環境の下でそれが果たすべき機能とその対応のあり方に合わせて構築されるところ、まずは危機発生時に求められる機能・対応のあり方に対処する危機管理体制について検討する。

次に、危機時においては限られた時間の中で限られた資源を有効に用いて迅速・的確に対応する必要があるところ、平素から危機対応の体制の整備を進める危機管理組織について検討する。

(中間報告書)

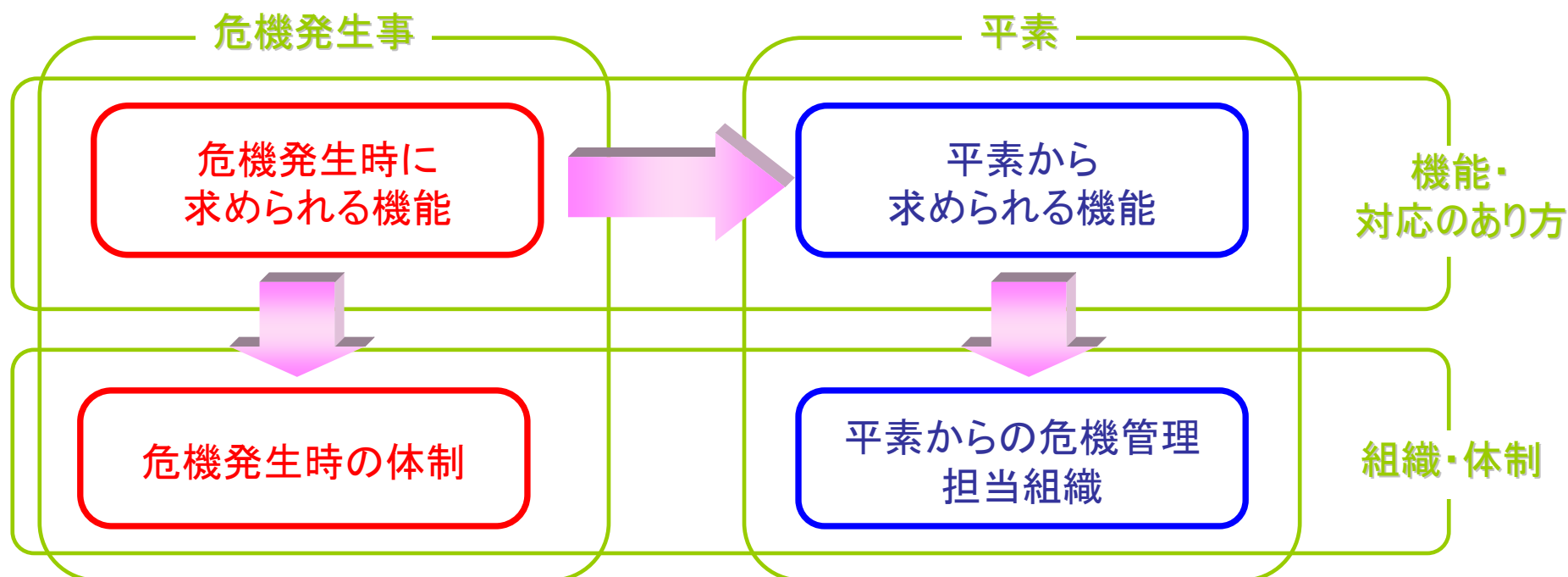
6 今後の議論・検討の方向性について

なお、(2)については、(1)の結論をもとにして議論を行うものである・・・。

(1)危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

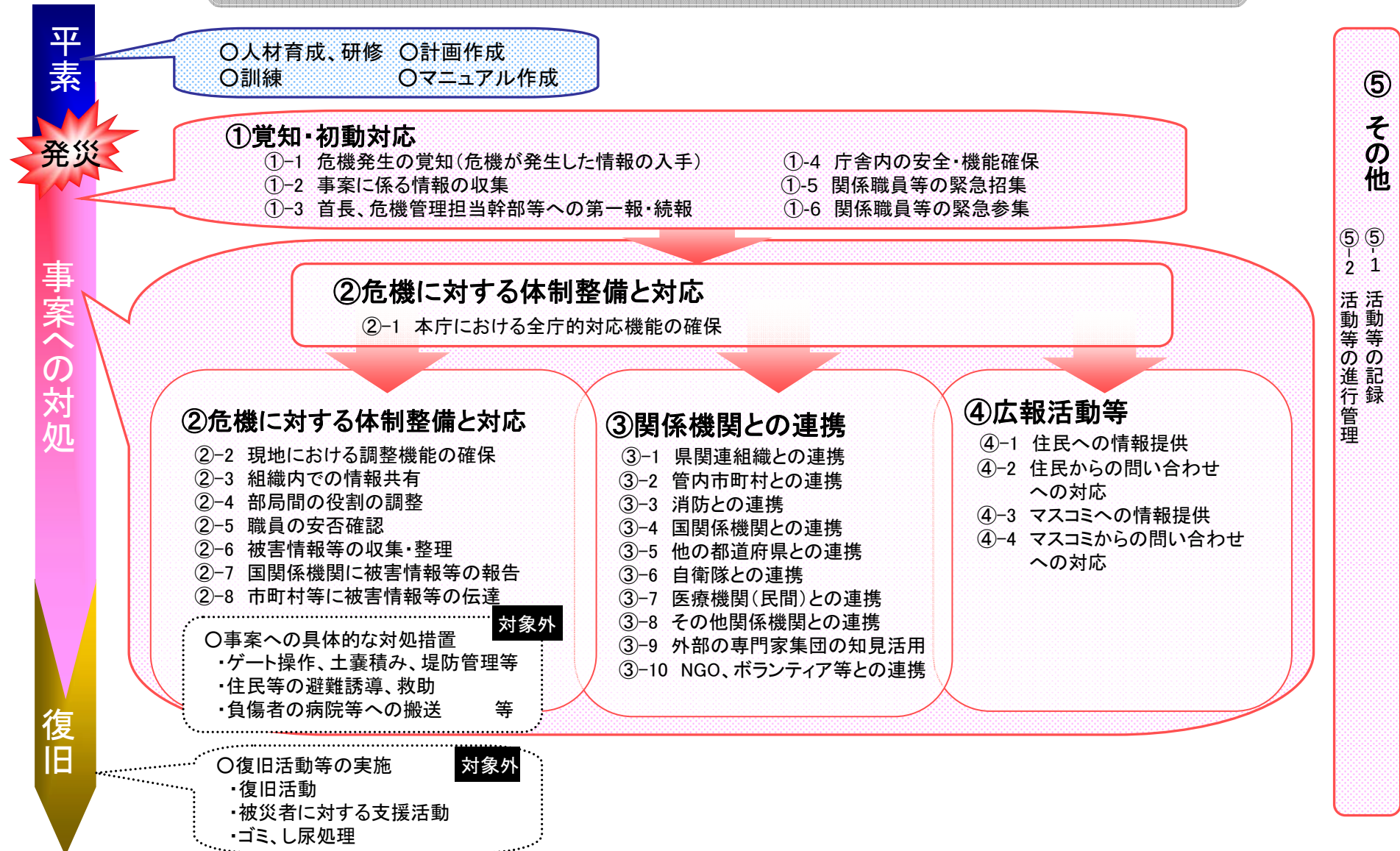
(2)地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策

①危機管理組織のあり方



I 危機発生時に求められる機能と体制

I-1 都道府県対策本部に求められる機能



I－2 都道府県対策本部における体制の考え方

1 トップダウンを意識した体制

(1) 平素からの組織×ICS

ICS※の考え方を参考にしつつ、平素からの行政組織をもとに班編制及びその役割分担を行う。ICSは災害対策の基本システムとしてデファクトスタンダードになっているが、危機対応のみを前提としており、平素からの組織からの移行が必要である行政においては一定の修正が必要となる。

※ Incident Command Systemの略。参考資料2－1を参照のこと。

(2) 危機対応の班体制の共通化

危機事案毎に対応する体制が異なることは迅速な対応を妨げ、また混乱を生むことにもなりかねないことから、災害対策基本法上の災害、国民保護法上の武力攻撃事態、緊急対処事態等において、都道府県が設置する体制とベースは同じものとするのが適当である。

(3) 情報の迅速な報告

下から上に情報を上げていく際、平素はラインの職階にしたがって一歩一歩行われるが、危機発生時における情報の取扱いについては迅速性が最優先されるところであり、トップまで情報が迅速に共有されることが優先される。

(4) 情報の分析及び複数の対応策の提示並びに意思決定の支援

対策本部長が迅速に意思決定できるよう、情報分析、対応策の提示、意思決定支援といった参謀的役割を担う専門幹部及び班が必要となる。

(5) 指示の迅速な伝達

危機発生時における情報の取扱いについては迅速性が最優先されるところであり、トップから対策本部要員まで指示を迅速に伝達する必要がある。

2 平素からの組織及び関係機関との連絡調整並びに役割分担

(1) 危機発生時における各部局の役割の明確化

- ・ 当該危機に係る担当部署は対策本部内で危機に対して直接対応
- ・ 危機管理担当部署は対策本部の運営全般に渡って、指導的な役割を担当
- ・ その他の部署は対策本部に支援要員を派遣するとともに、対策本部からの指示を受け、所掌事務の範囲内で対応する。

(2) 関係機関との連絡調整窓口の設置

対策本部においては関係機関(警察、自衛隊、医療機関等)からリエゾン※を受け入れ、連絡調整、協力依頼等を円滑に進める。

※ 関係機関との連絡調整員のことをいう。

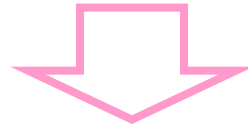
3 持続的に危機に対応できる体制の確保

○ ローテーションの構築

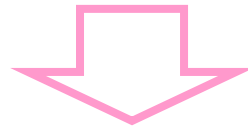
危機発生当初は参集職員全員で対応し、状況が落ち着いた段階で一定の人員を残して、1日2、3交替制でローテーションを組む。

I-3 危機発生時における危機管理専門幹部・ 危機管理担当部署の必要性

- 1 トップダウンを意識した体制
- 2 平素からの組織及び関係機関との連絡調整並びに役割分担
- 3 持続的に危機に対応できる体制の確保



- 危機発生時においては迅速かつ的確な判断が求められるところ、危機対応のみを専門に行っているわけではない知事等が望ましい意思決定を行うには十分な知見を持った者による補佐が必要。
- 危機発生時に全庁的な対応が必要となった場合にあっては、平素からの組織や関係機関との連絡調整、役割分担等が必要になってくるところ、詳細な事項についてその長に対して指示できるだけの知見と権限を持った者が必要。
- 危機発生時の対応についてノウハウを持つ危機管理担当部署の職員が、対策本部の下に設置される各班等の運営を補助していくことが必要。



危機管理専門幹部・危機管理担当部署の設置

I-4 都道府県対策本部に求められる機能と体制

危機発生時に求められる機能(大分類)※1

各種機能に係る意思決定・指示(②～④)
関係機関との連携(③)
情報の収集・整理 (②3、5、6)
活動の記録、 進行管理(⑤)
広報活動等(④)
各種機能に係る ロジスティック等 (②～④)
具体的な対処措置 (検討対象外)

機能に対応する
ICSの役割分担

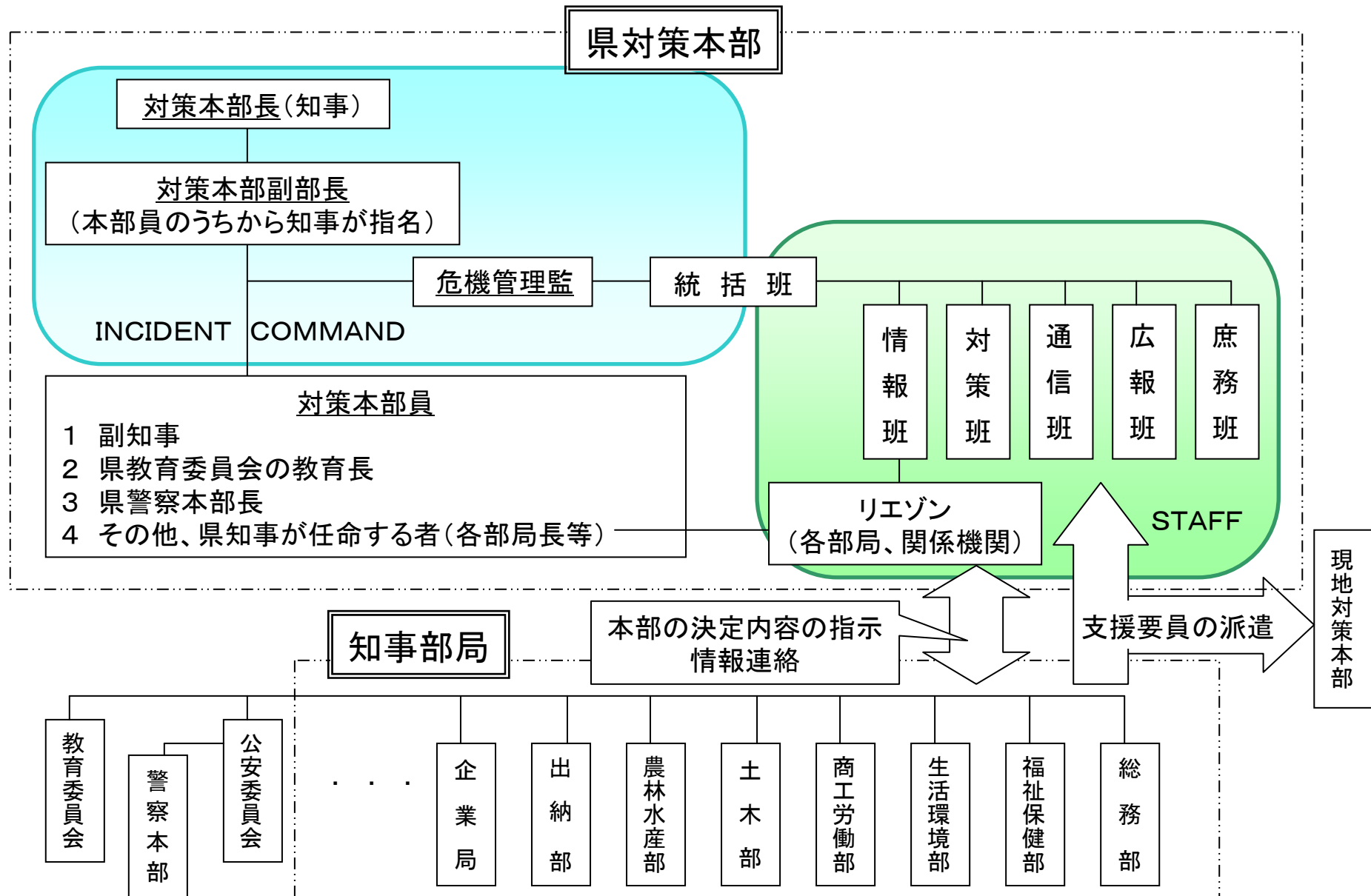
指揮・調整
連絡調整担当責任者
情報・計画
情報・計画
広報担当責任者
資源管理 財務・行政管理 安全担当責任者
事案処理

ICSの役割分担に対応する
国民保護モデル計画
の班体制※2

統括班
対策班
情報班
情報班 庶務班
広報班
庶務班 通信班
平素からの各部局

※1 I-1 都道府県対策本部に求められる機能を振り分け。
※2 参考資料2-2を参照のこと。

I-5 都道府県対策本部の班編成と平素からの組織との関係



Ⅱ 平素からの組織から危機発生時の体制への移行

Ⅱ－１ 危機発生時にスムーズに体制を移行する方策

- ◆ 危機発生時には、適時に迅速かつ円滑に体制を構築し、移行する必要があるところ、その場で体制について考慮している時間的余裕はない。
- ◆ したがって、危機発生時に対応する体制を迅速に設置するために必要な事項（以下に掲げるものをいう。）について固めるとともに、関係職員の間で共有しておく必要がある。

- 24時間即応体制（常時危機に係る情報を収集可能な体制）
- 情報伝達ルート（危機発生 of 覚知→設置する体制の判断・決定）
- 危機対応の体制への移行の決定権者・代理決定権者
- 予想されうる危機事案における担当部署
- 平素からの組織と危機発生時の体制の役割分担
- 危機事案の種類・規模に対する体制及びその内部における共通化された役割分担※
- 危機事案への一次対応とその後の移行・移管

※ 自然災害・事故災害の場合と武力攻撃事態等・緊急処理事態の場合における消防庁での班編制は同じ。参考資料2－4を参照のこと。

Ⅱ－２ 危機発生時の体制と平素からの組織の関係

県対策本部 における班編制※1	ICSによる分類	県対策本部に求められる機能	班内の指揮・統括を行う部局
統括班	指揮・調整	○県対策本部の指揮・統括 ○情報班が収集した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ○県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	危機管理部局 当該危機の担当部局
対策班	連絡調整 担当責任者	○関係機関との連絡調整 ○他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援 ○指定行政機関等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請	危機管理部局 当該危機の担当部局
情報班	情報・計画	○国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 (被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他統括班等から収集を依頼された情報) ○県対策本部の活動状況や実施した措置等の記録・整理	危機管理部局
通信班	資源管理	○通信回線や通信機器の確保 ○ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信	危機管理部局 総務部
広報班	広報担当責任者	○被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等 ○対外的な広報活動	総務部
庶務班	安全担当責任者 資源管理 財務・行政管理	○県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理・支援 ○現地派遣職員の支援 ○食料の調達等庶務に関する事項	総務部
平素からの各部局	事案処理※2	○危機対応の際、対策本部からの指示を受けて、所管する事務について対応する。	事業所管部局

* 危機管理担当課及び防災担当課を有する危機管理部局が設置されている団体を想定。

※1 都道府県国民保護モデル計画における班編制と同様の枠組み。

※2 班内の取りまとめとしての機能を果たしている部局であり、支援要員を派遣しているのみの部局は意味していない。

Ⅲ 平素から求められる機能と組織

危機発生時に求められる主な機能

(1) 初動体制の確保

①効率的な情報収集・整理・報告、②関係職員の招集、③体制内役割分担

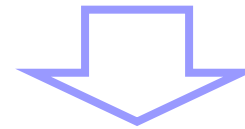
(2) 関係機関との連携

①情報連絡体制の確保、②市町村への後方支援、③関係機関の総合調整

(3) 情報に関する事項への対応

①住民への効果的な情報提供、②効果的な情報提供のためのマスコミとの連携

平素から求められる主な機能



(1) 初動体制の確保

①常時危機に係る情報を収集可能な体制(24時間即応体制)の整備、情報伝達ルール(情報連絡用の各種フォーマット、伝達先、伝達方法、伝達ルート)の設定、②事案の種類・規模毎の体制設置基準・参集職員範囲の設定、③対策本部の班編成について訓練等を通じてその役割と担当部署を明確化

(2) 関係機関との連携

①訓練、連絡会議等を通じた関係機関の把握、②市町村の危機対応能力と必要な支援の把握、③自衛隊、緊急消防援助隊、DMAT等関係機関及び事案毎の専門家との事前調整

(3) 情報に関する事項への対応

①各地域の住民の特性の把握、FAQの作成、②情報提供の方法に係るマスコミとの事前調整

Ⅲ－１ 平素からの危機管理専門幹部・危機管理担当部署の必要性

（１）初動体制の確保

- ・ 24時間即応体制として宿日直を置く。
- ・ 各部局が担当する危機、各部局の役割分担、各種判断基準等について各部局間の調整を行い、予め定めておく。その際、部局長級に加えて各部局の主幹課係長級といった現場レベルの協議・調整を行う。
- ・ 訓練等を主導して行う。

（２）関係機関との連携

協力可能な事項について市町村、関係機関、専門家等と担当部局を交えて連絡調整を行い、予め定めておく。

（３）情報に関する事項への対応

危機発生時に提供する情報について広報担当部局と調整するとともに、マスコミとも調整を行っておく。

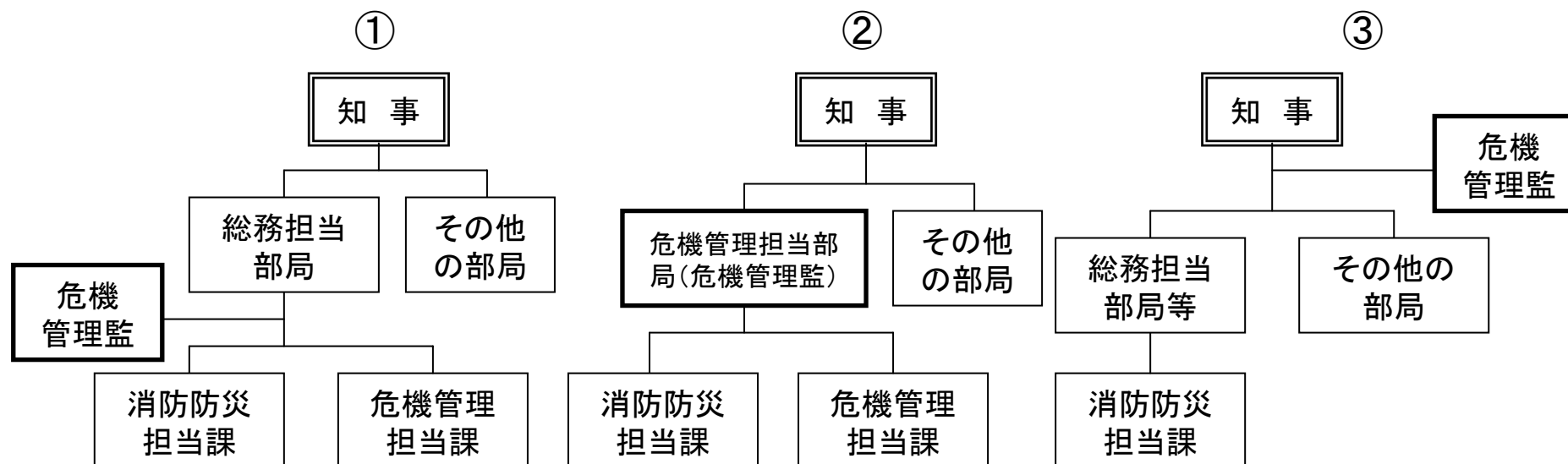


危機管理専門幹部・危機管理担当部署の設置

（参考：「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」

- ◆危機管理専門幹部の業務内容については、「危機管理に関して、情報を一元管理し、首長等の迅速・的確な意思決定を補佐するとともに、関係部局の総合調整」を行うのが一般的。
- ◆危機管理担当部署においては、国民保護事案、自然災害及び大規模事故については一義的に所管するとともに、ほとんどの事案について必要性に応じて対応を行う（危機管理担当部署を全庁的又は部局横断的な取り組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、一義的に全庁的な連絡調整を担当するものと定義して調査。）。

Ⅲ－２ 危機管理専門幹部(危機管理担当部署)のあるべき地位



			メリット	デメリット
危機管理 専門幹部 (危機管理 担当部署)	①	危機管理監(次長級) が補佐	総務担当部局長への適時的 確な助言が可能。	各部局の調整が行いにくい 場合がある。
	②	危機管理監(部長級) が統括	機動的に対応しやすい。	各部局の調整が行いにくい 場合がある。
	③	危機管理監(特別職 相当)が首長を補佐	・各部局への指揮命令が容 易であり、調整を行いやすい。 ・機動的に対応しやすい。	危機管理監(特別職相当) をこなせる人材を確保する 必要がある。

※「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」(平成14年3月)を参照。

危機管理に機動的に対応できる組織の構築を図るための検討を常時、自主的に行っていく必要がある。

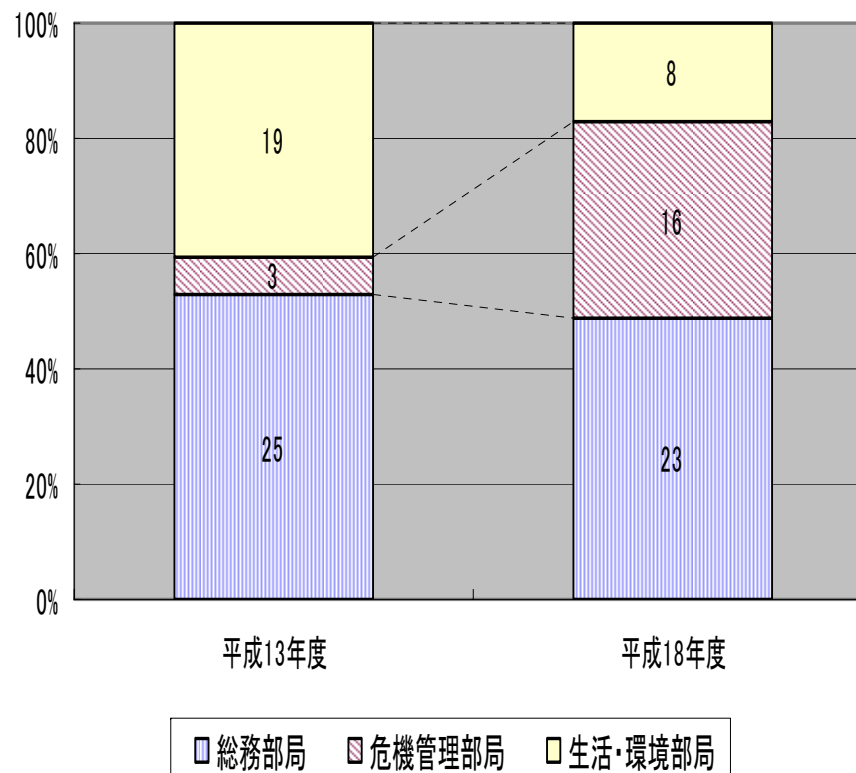
Ⅲ－３ 危機管理担当課の所属部局と求められる役割

- 危機管理担当課の所属部局について、生活・環境部局が大きく減少している。
- 危機管理担当課の所属部局について、危機管理部局が大きく増加している。



危機管理担当課が総務部に置かれている場合は各部局との調整機能が、危機管理部局に置かれている場合はその専門性の発揮が期待されていると考えられる。

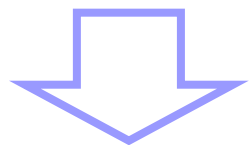
危機管理担当課の所属部局



※「平成13年度」は地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会で行われた調査の結果、「平成18年度」は本検討会において行った調査の結果である。以下同じ。

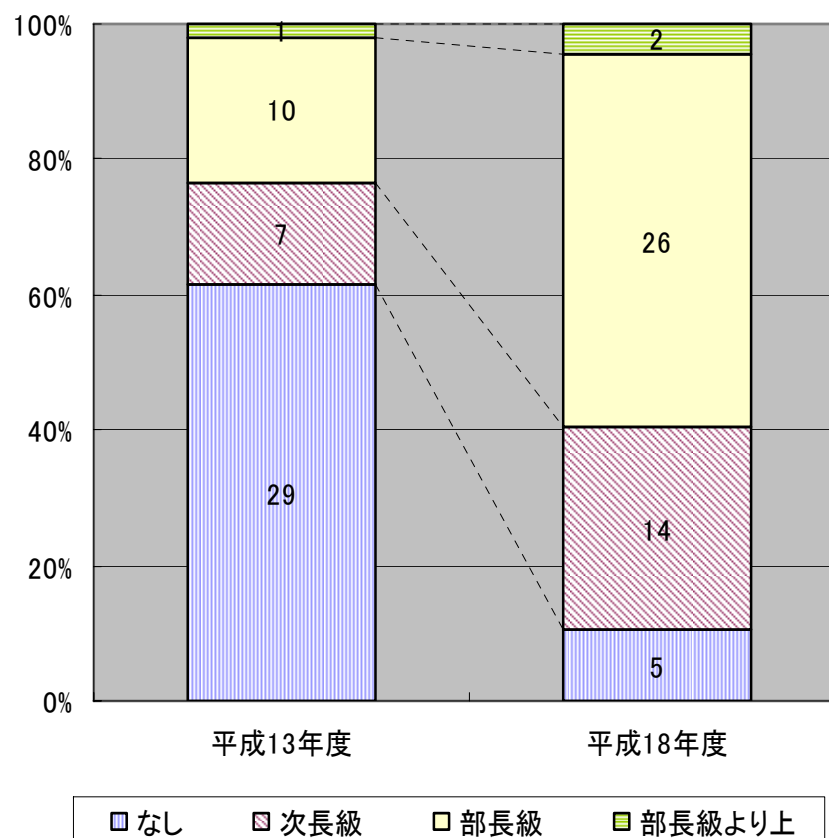
Ⅲ－４ 危機管理専門幹部が有すべき権限、所掌事務の範囲

- 危機管理専門幹部を設置する団体が大きく増加し、約9割の団体に及んでいる。
- 危機管理専門幹部の職階を部長級とする団体が大きく増加し、過半数を占める。



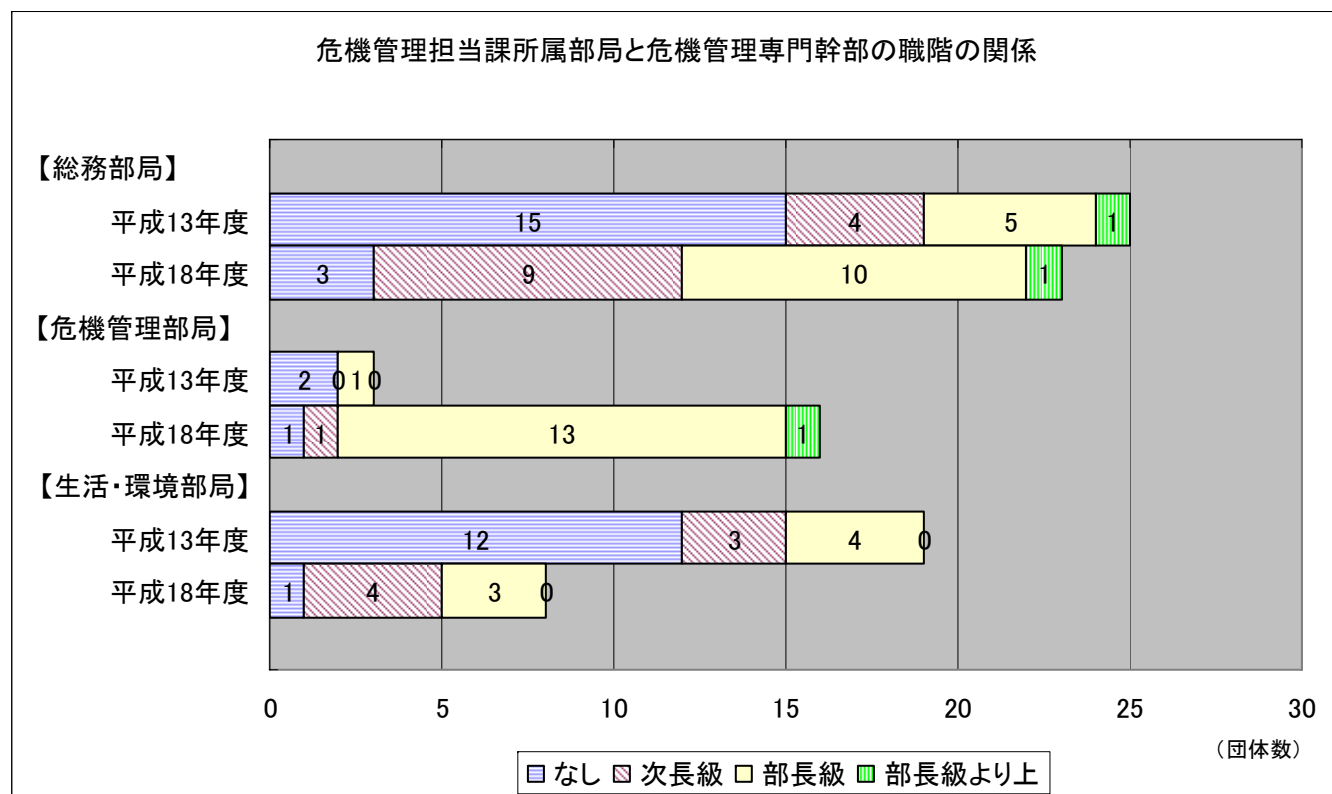
- 危機管理専門幹部を設置する団体が大きく増加しており、都道府県において危機管理意識が高まっていることが分かる。
- 危機管理専門幹部を部長級とする団体が大きく増加しており、各部局との調整力が強化されていると考えられる。

危機管理専門幹部の有無及び職階

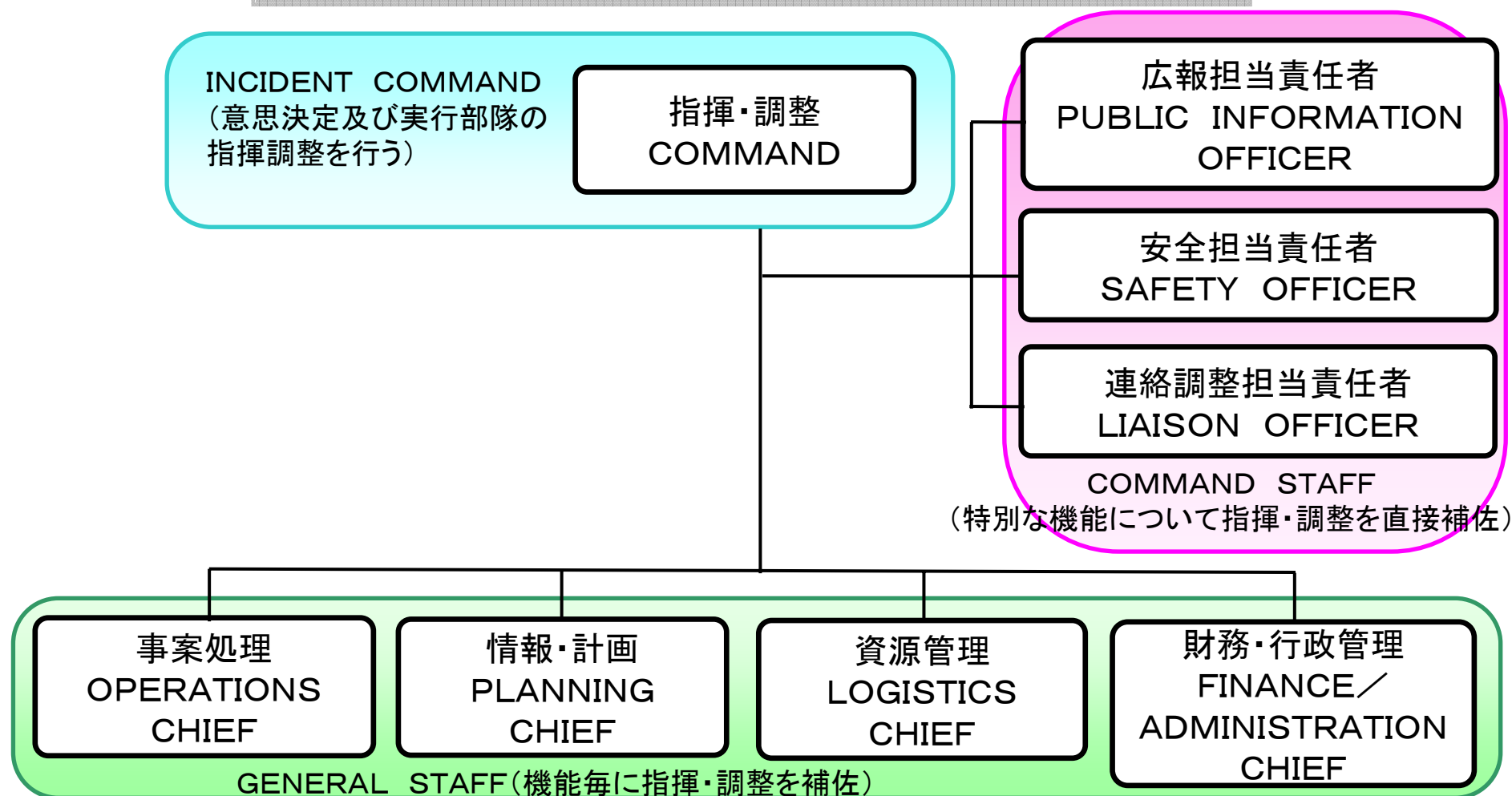


Ⅲ－５ 危機管理担当部署と危機管理専門幹部の関係

- 危機管理担当課を総務部局に置いている団体においては、危機管理専門幹部を設置していない団体が大きく減少し、次長級、部長級に充てている団体が多くなっている。
- 危機管理担当課を危機管理部局に置いている団体は、絶対数として大きく増加しているとともに、部長級が危機管理専門幹部となっている団体がほとんどである。
- 危機管理担当課を総務部局、危機管理部局以外に置いている団体は半減している。



ICS (INCIDENT COMMAND SYSTEM)



ICS (Incident Command System) :

1970年代に従来の作業では鎮火できない森林火災が懸案となっていた米国において、関係行政機関の特別チームが作成したFIREScope (Firefighting Resources of California Organized for Potential Emergencies) を改良したもので、主な任務分担は上図のとおり。現在では災害対策の基本システムとして事実上の世界標準となっている。

ICSの特徴

ICSは組織に限定されるものではなく、基本理念等も含むものである。

- ① Common Terminology(専門用語の共通化(組織機能、資源、現地施設))
- ② Modular Organization(規格化され、各部分が独立可能な組織)
- ③ Management by Objectives(目標管理)
- ④ Incident Action Planning(行動計画)
計画の要素 POST(Priorities, Objectives, Strategies, Tactics)
- ⑤ Manageable Span of Control(管理可能な責任の範囲)
責任の数は一人当たり3～7個が望ましく、最適数は5個
- ⑥ Incident Facilities and Locations(施設配備)
- ⑦ Comprehensive Resource Management(資源の総合管理)
- ⑧ Integrated Communications(情報伝達に係る手続き・様式の共通化)
- ⑨ Establishment and Transfer of Command(指揮命令の確立と移譲)
- ⑩ Chain of Command and Unity of Command(指揮命令系統の一本化)
- ⑪ Unified Command(指揮命令の統一)
- ⑫ Accountability(資源の効果的利用に係る説明責任)
- ⑬ Dispatch/Deployment(資源の適時的確な供給)
- ⑭ Information and Intelligence Management(情報処理手続きの確立)

COMMAND STAFF(指揮・調整直属担当責任者)

広報担当責任者 PUBLIC INFORMATION OFFICER

- 大衆、メディア及び事案に関連する情報を有する機関との関わりに責任を持つ。
- 事案の原因、規模及び現状その他必要とされる事項についての正確かつ分かりやすい、適時の情報を収集、確認、整理、広報する。
- 外部に出ている重要な情報を確認する。
- 一事案につき一人の責任者が置かれる。

安全担当責任者 SAFETY OFFICER

- 事案処理を監視し、処理対応人員の健康及び安全等について、指揮・調整に助言を行う。
- 指揮・調整及び各レベルの監督者とともに事案処理の安全性に関する最終責任を負う。
- 危険な状況、関係機関の安全確保対応に係る調整等の継続的な確認体制・手続きに責任を負う。
- 事案処理時の安全でない行為を止めさせるという、緊急時の権限を持つ。

連絡調整担当責任者 LIAISON OFFICER

- 関係機関等の対応策、利用可能資源等についてその管理者との連絡、調整・提携を行う。

その他担当責任者 ADDITIONAL COMMAND OFFICER

- 事案の状況及び場所並びに特別な場合に応じて設置される。 例) 法律担当、医療アドバイス担当

GENERAL STAFF(機能別担当責任者)

事案処理部門 OPERATIONS SECTION

- 目前の危険の軽減、生命及び財産の保全、事態の統制並びに平常業務の復旧を中心とするあらゆる活動について責任を有する。
- 事案対処に係る責任者は活動期間毎に任命され、個々当該期間内の作戦を立てて、対応する。
- 救命救助と人員の安全性を最優先にして活動を行う。
- 現地調整本部のような下部構造については、機能、地域、所管及びその組み合わせにより、設置を判断する。

OPERATIONS SECTION

Branches

- 事案の状況に応じて機能及び地域により設けられる。
- Divisions／Groupsの数が管理可能な責任の範囲を超えた場合に設けられる。

Divisions／ Groups

- Resourcesの数が管理可能な責任の範囲を超えた場合に設けられる。
- Divisionsは地域の地理的状況を勘案して設けられる。
- Groupsは機能的範囲により設けられる。

Resources

- ①Single Resources(保有する資源毎に構成されるもの)
- ②Task Forces(特定任務遂行のため多様な資源から構成されるもの)
- ③Strike Teams(同種の資源から構成されるもの)
- ※②・③は、一人の指揮者の下、共通の情報伝達手段を用いる。

情報・計画部門
PLANNING SECTION

- 事案の状況に係る情報を収集、評価し、指揮・調整に伝達する。
- 状況報告の準備、現在把握している情報の提示、資源の管理及び指揮・調整からの指示による対応計画の準備を行う。
- 事案に係る情報の収集及び伝達並びに対応計画の取りまとめに責任を有する。

PLANNING
SECTION

Resources
Unit

- 事案対処用資源の状況についての記録を担当する。
- 当該事案用に確保されている資源の状況、追加で対応する資源の効果及び予想される資源の必要量について評価する。

Situation
Unit

- 事案の状況に係る情報を収集、整理、分析し、また変化する状況についての分析を担当する。

Demobilization
Unit

- 事案に係る資源の秩序立った、安全かつ効率的な撤収を担当する。

Documentation
Unit

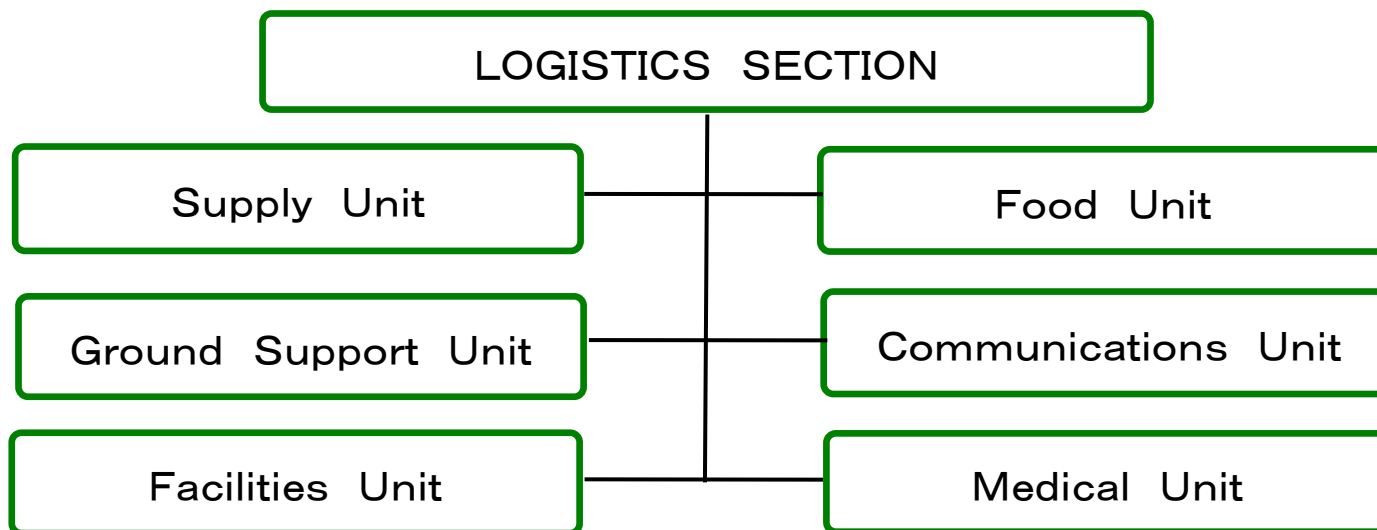
- 事案に係るあらゆる文書の収集、記録及び保護を担当する。

Technical
Specialist(s)

- ICSの枠内で活動する特別な対応に係る事項を担当する。

資源管理部門
LOGISTICS SECTION

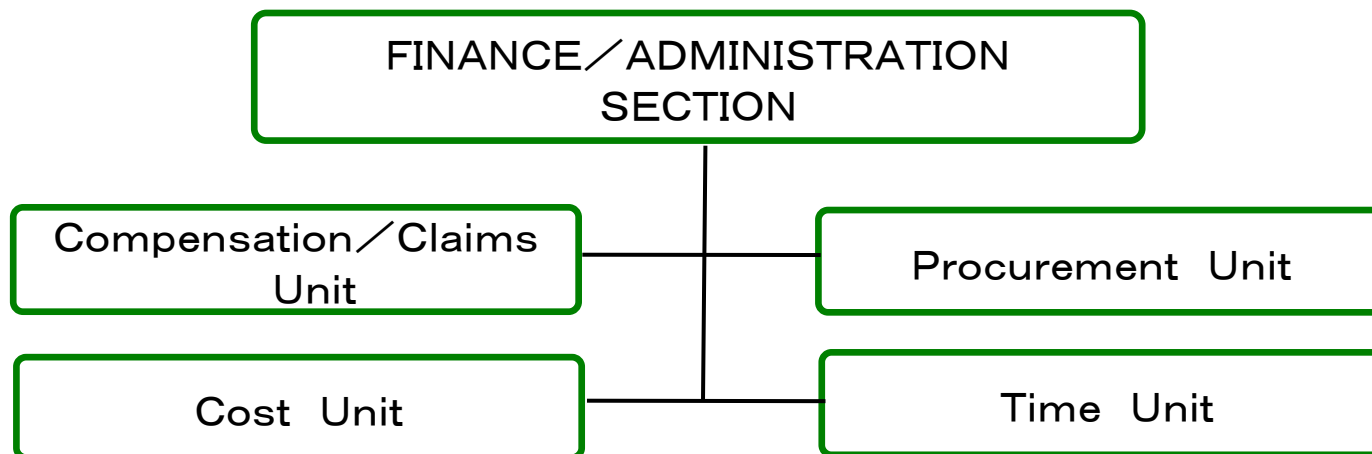
- 効果的効率的な事案処理の支援につながるあらゆる支援について責任を有する。
- 施設、防衛手段、輸送、補給、装備保守、燃料、食事供給、情報関連の技術的支援、事案処理人員への医療サービスの提供を行う。



(Supply Unit) 事案に係る資源、人員及び補給の発注、受け取り、保管並びに手続きを担当する。
(Ground Support Unit) 陸上交通手段の提供、移動手段の保守及び供給、使用状況の記録、交通計画の展開を担当する。
(Facilities Unit) 事案処理支援に係る施設の立ち上げ、維持、保守・安全管理及び撤収を担当する。
(Communications Unit) 効果的な通信計画の作成、通信設備の購入、立ち上げ、維持を担当する。
(Food Unit) 必要な飲食物の決定及び発注、メニューの計画、調理設備の供給、調理、配布、食事提供場所の維持、食品の安全管理を担当する。
(Medical Unit) 事案対処人員に対する効率的な医療サービスの提供を担当する。

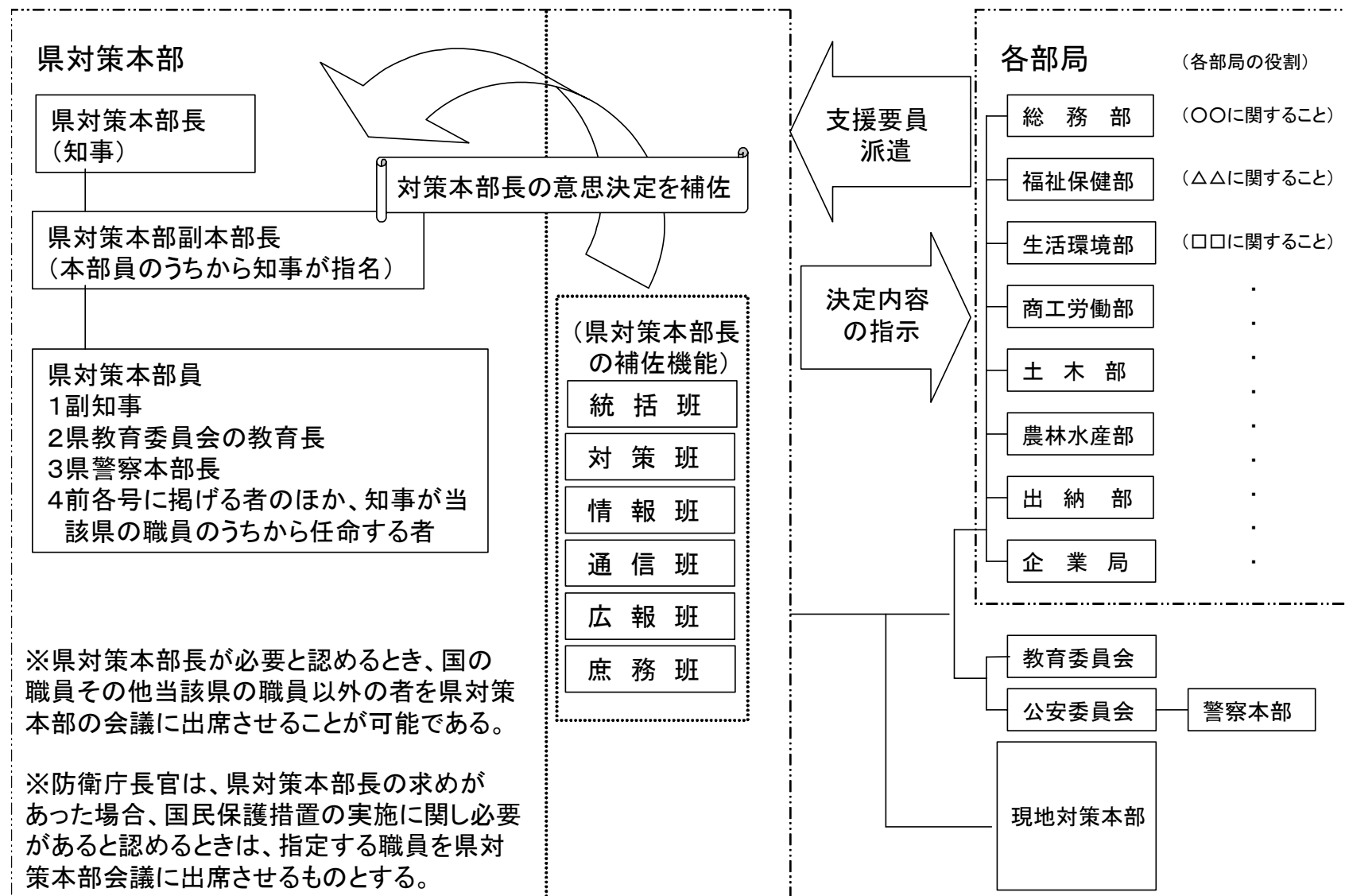
財務・行政管理部門
FINANCE／ADMINISTRATION
SECTION

- 事案について管理するにあたって、そのための財務その他行政的な支援が必要になったときに設置される。
- 人事に係る時間の記録、企業との契約、補償及び賠償要求の継続並びに全体的な費用分析を行う。
- 活動記録と財務文書の間に矛盾がないよう、情報・作戦部門及び資源管理部門と密接に連携する。



- (Compensation／Claims Unit) 損害及び賠償要求に対する補償を担当する。
- (Cost Unit) 費用の確認、費用情報の分析、見積もり、費用削減策の推奨を担当する。
- (Procurement Unit) 企業との契約に係る財政的事項を担当する。
- (Time Unit) 人事及び借り上げた設備に係る時間の記録を担当する。

都道府県対策本部の組織の例(都道府県国民保護モデル計画)



都道府県対策本部における各班の機能の例(都道府県国民保護モデル計画)

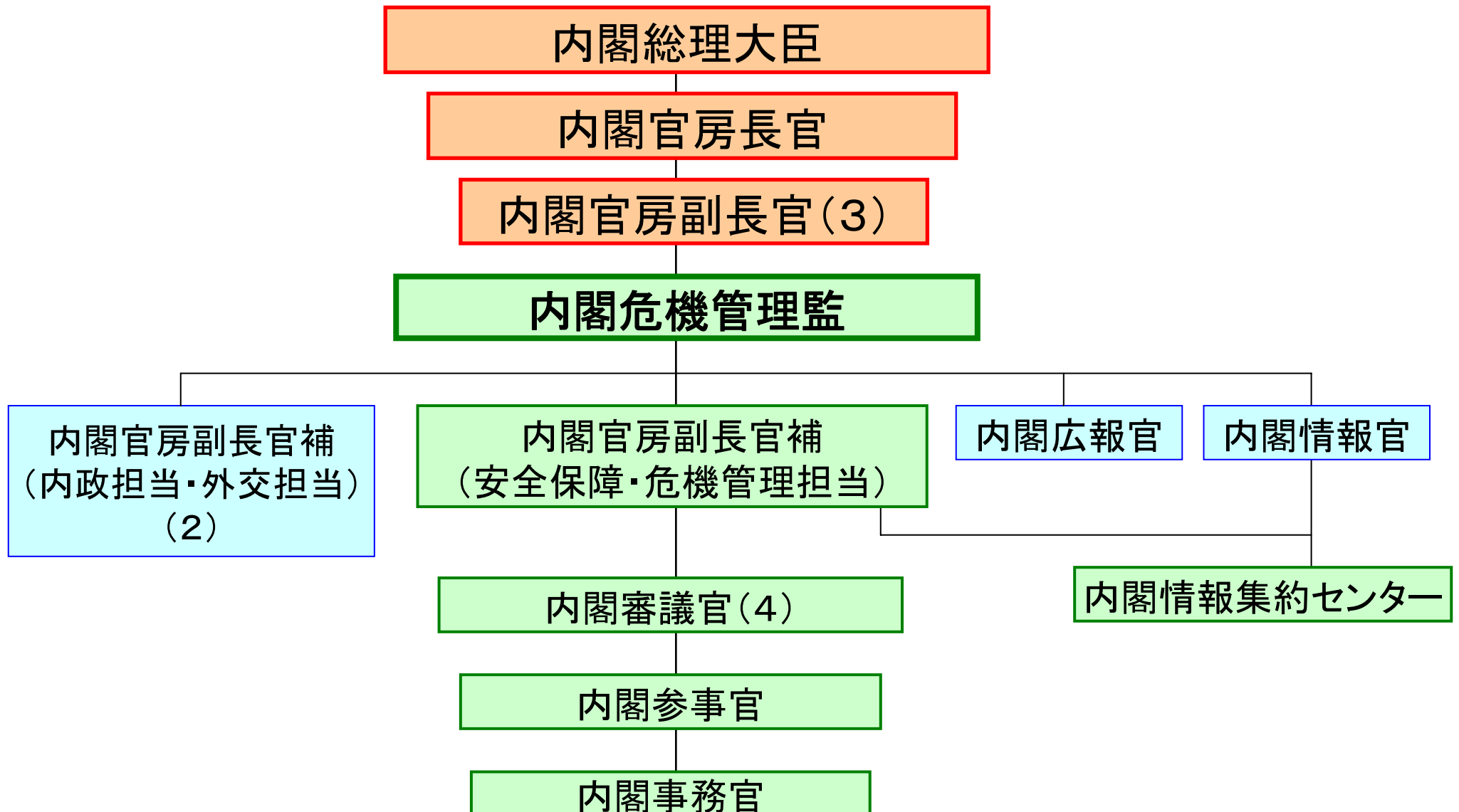
	機 能
統括班	・ 県対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	・ 県が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報班	・ 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
通信班	・ 通信回線や通信機器の確保 ・ ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信
広報班	・ 被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
庶務班	・ 県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理 ・ 食料の調達等庶務に関する事項

内閣における危機管理

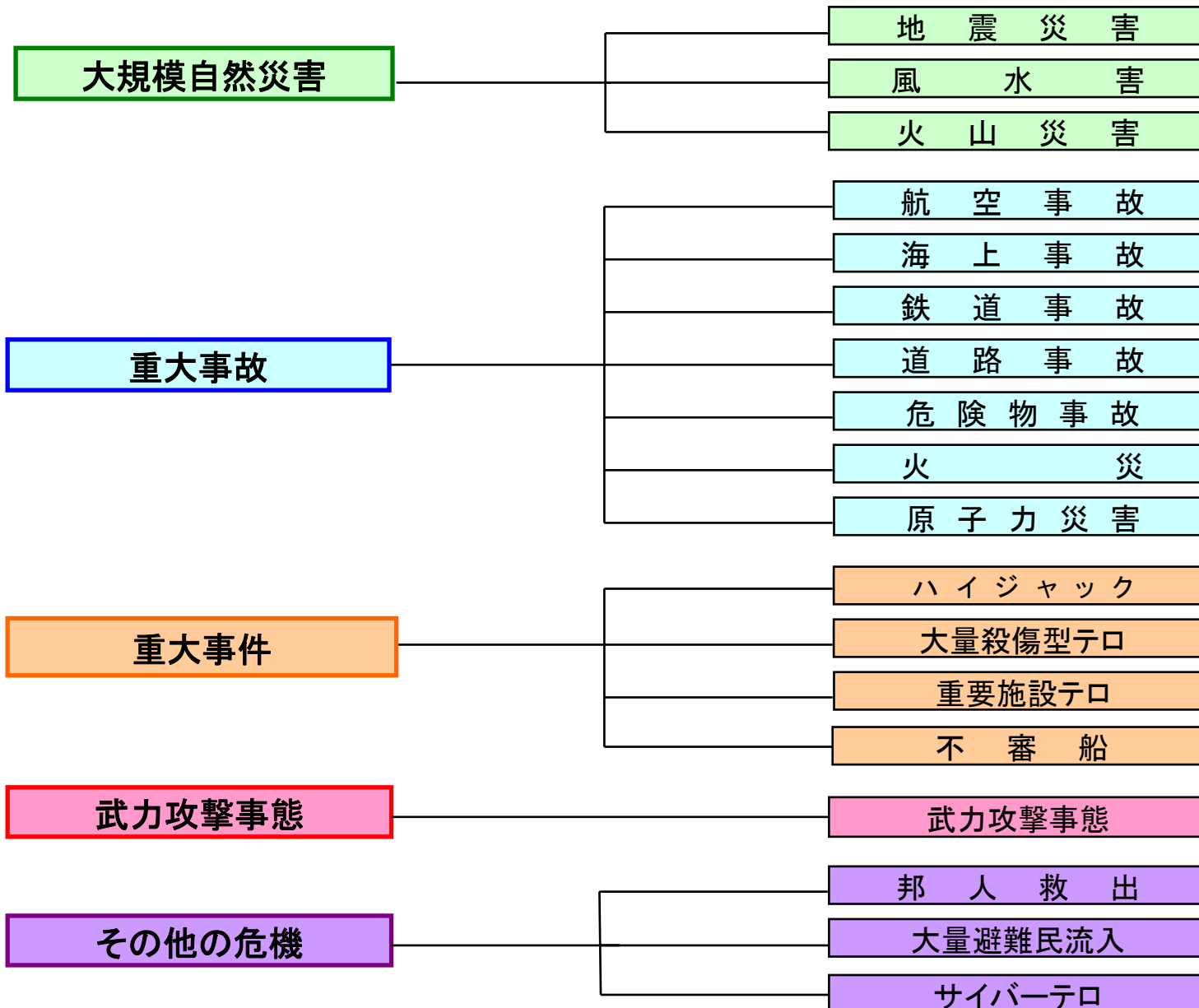
国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ
又は 生じるおそれがある緊急の事態への対処
及び 当該事態の発生の防止

○内閣法第15条(内閣危機管理監の所掌事務)より

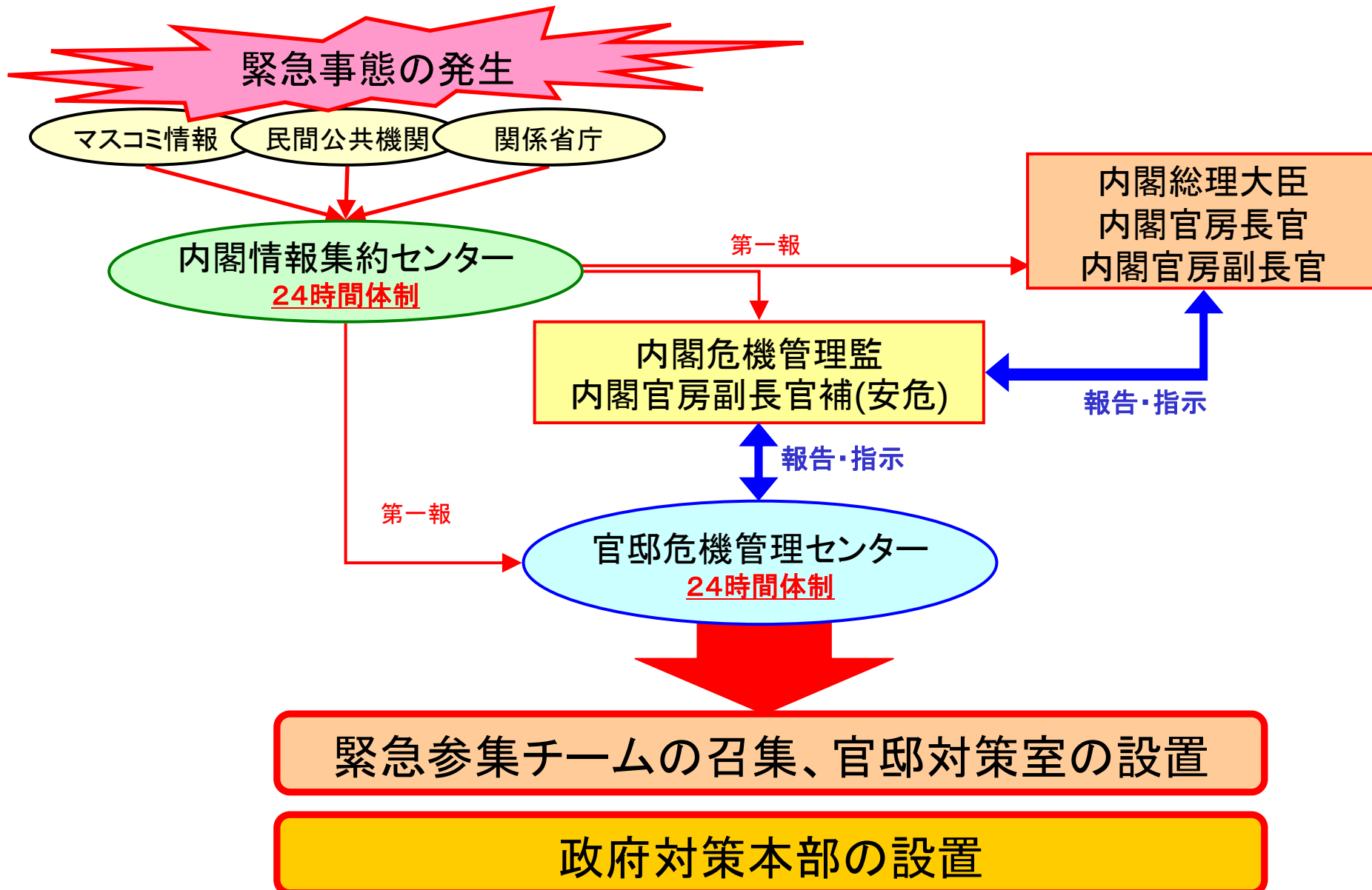
内閣官房の危機管理に関する組織



危機の主な分類

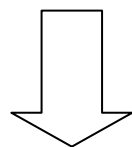


初動対処の流れ



自動的に官邸に参集すべき事案

- ①震度 5 強（東京 2 3 区内）、震度 6 弱（東京 2 3 区以外）以上の地震が発生した場合
- ②津波警報（大津波）が発表された場合
- ③東海地震注意情報が発表された場合



○内閣官房：危機管理監以下危機管理要員全員が危機管理センターへ参集
○関係省庁：緊急参集チーム（局長級）が危機管理センターへ参集

○首都直下型大規模地震（東京23区で震度6強以上）の場合
→ 全閣僚が官邸危機管理センターへ参集

内閣を中心とする緊急事態対処体制整備の主な経緯

平成7年2月	大規模災害に対応する 緊急参集チーム を設置 情報伝達窓口を内閣情報調査室とする閣議決定
平成8年4月	官邸に 危機管理センター を設置
平成8年5月	官邸に24時間体制の 内閣情報集約センター を設置
(平成9年5月)	(内閣の危機管理機能の強化に関する行政改革会議の意見集約)
平成10年4月	内閣危機管理監 を設置 内閣安全保障室を内閣安全保障・危機管理室に改組
平成10年4月	重大テロ 発生時の政府の初動措置を閣議決定
平成13年1月	内閣安全保障・危機管理室を官房副長官補付に改組
平成13年11月	不審船 への政府の初動措置を閣議決定
平成14年4月	新官邸危機管理センター の運用開始
平成15年6月	安全保障会議の下に 事態対処専門委員会 を設置
平成15年11月	あらゆる緊急事態への 政府の初動対処体制 について閣議決定 各種事案に対応する 緊急参集チーム を新たに構成
平成16年1月	水際危機管理チーム 、空港・港湾危機管理官を設置

消防庁の危機管理体制

大規模災害発生時の消防防災・危機管理センターの状況

- 被災地からの迅速かつ的確な情報収集・情報整理
- 被災地地方公共団体との的確な連携による国の支援活動のための連絡調整



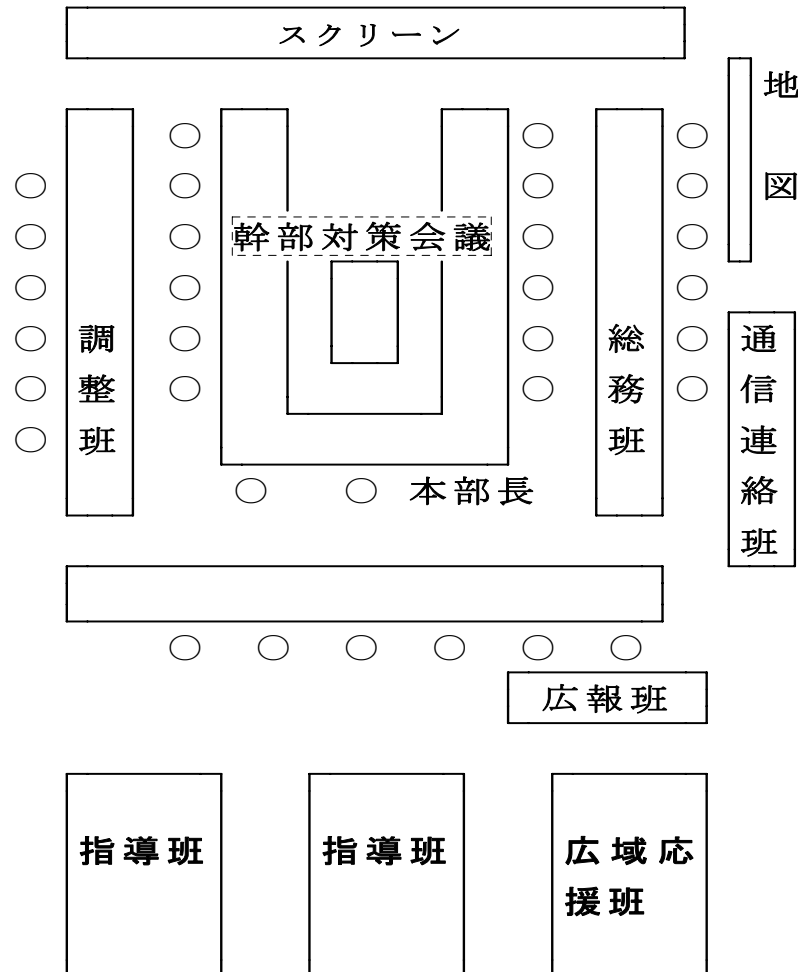
消防防災・危機管理センター

Fire, Disaster and Risk management Center

面積: 500㎡ 運用: 平成15年8月～

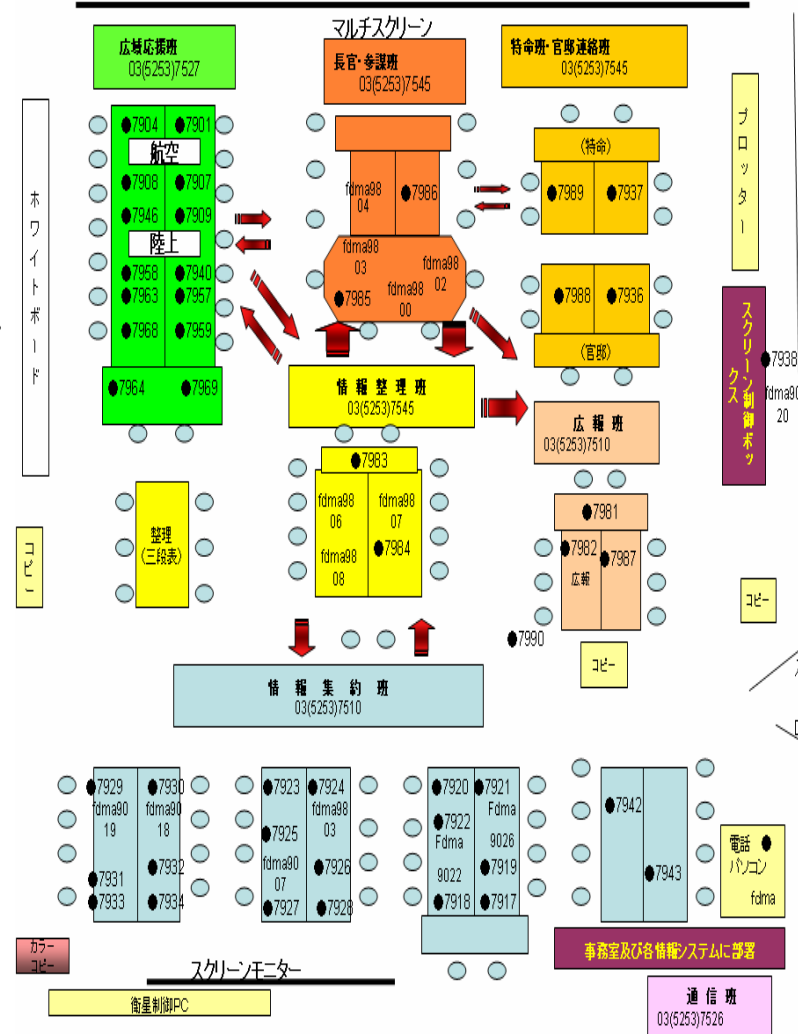
消防防災危機管理センターのレイアウトの見直し

【平成15年度の配置】

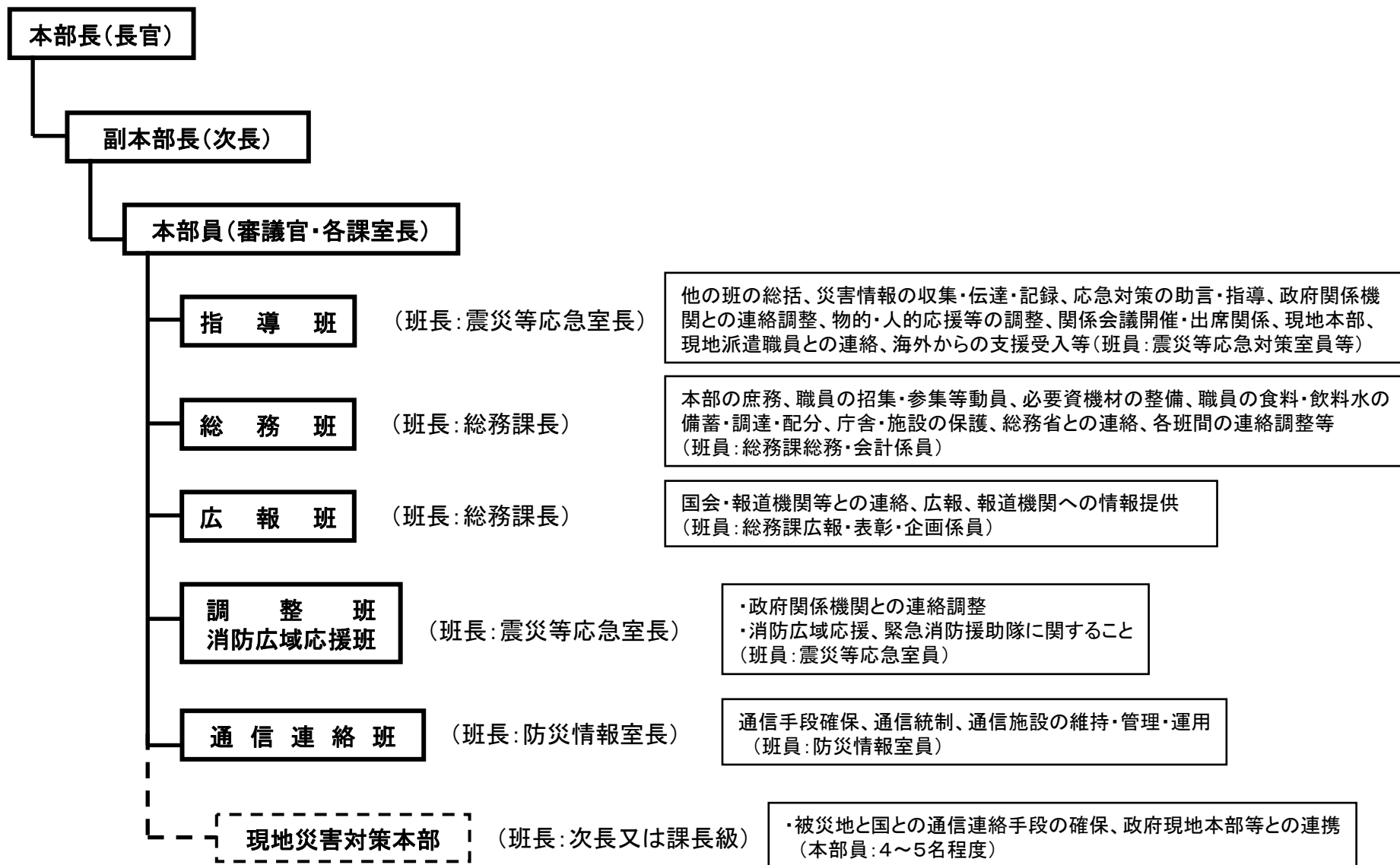


【現在（平成19年度）の配置】

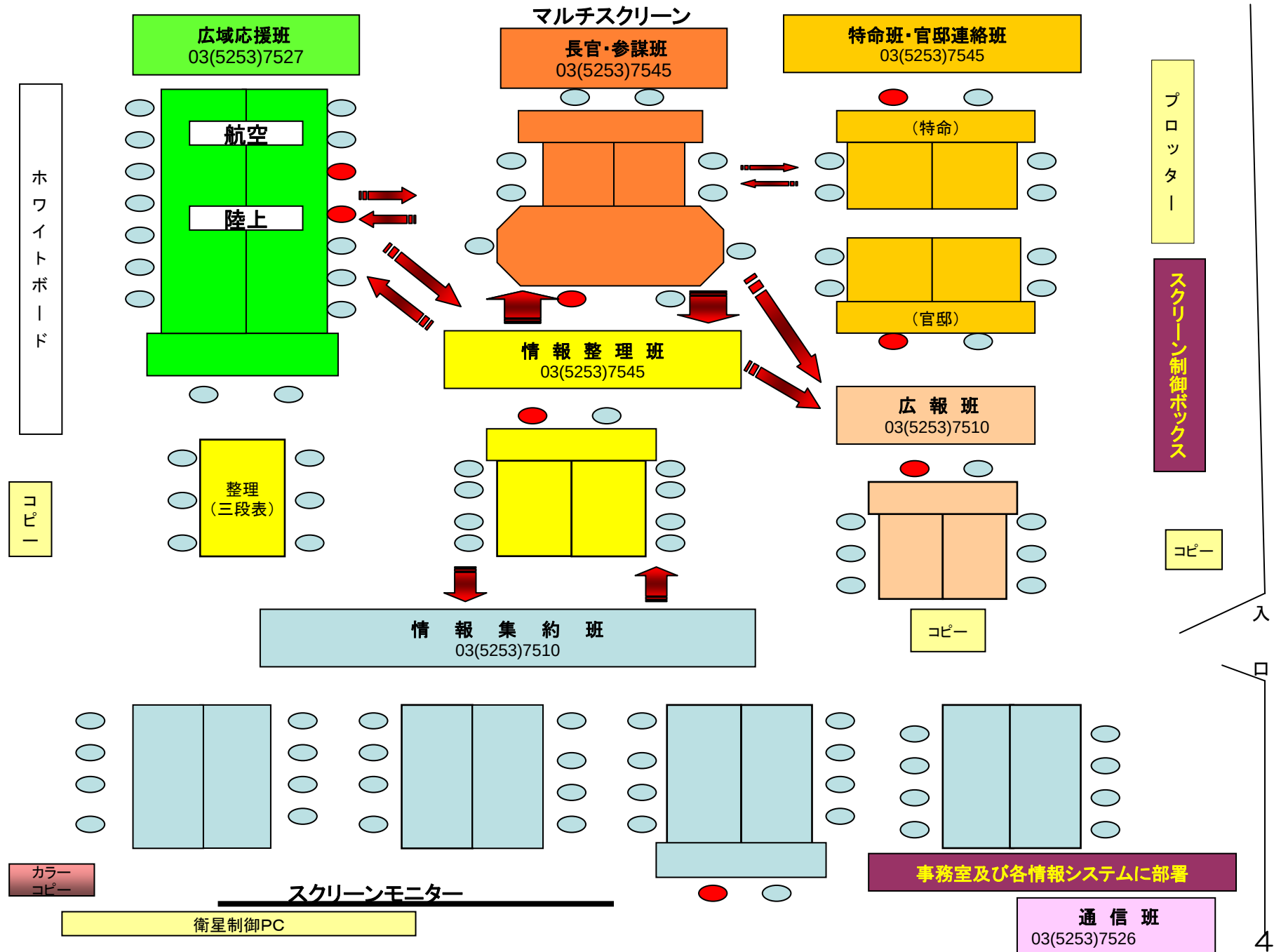
消防防災・危機管理センター配置図（平成19年6月現在）



消防庁災害対策本部の組織及び事務分掌(H15. 8～H16. 3)



消防防災・危機管理センター配置図（平成19年6月現在）



消防庁応急体制における班編制

自然災害・事故災害と武力攻撃事態等・緊急対処事態の場合において、同じ班編制としている（消防庁応急体制整備要領）。

（広域応援班）

緊急消防援助隊の出動可能隊調査、出動指示、動態管理など、緊急消防援助隊に関するあらゆる運用調整を行う班である。

（参謀班）

消防庁の災害対策本部体制について、平素から応急対策室と協議し、最善の体制を構築するとともに、災害発生時には災害の全容を把握し、的確な状況判断のもと、消防庁の対応方針を決定し、各班、被災地に派遣した職員等に指示を行う災害対策本部の中心となる班である。

（特命班）

消防庁の職員管理をはじめ、各班の支援を行う班である。

（官邸連絡班）

政府の動向調査、政府の対策本部との連絡調整。
官邸リエゾンとの連絡調整を行う班である。

（情報整理班）

情報集約班が収集した情報、被害情報、緊急消防援助隊派遣をはじめとする消防庁の対応状況等、各情報を整理し、大臣発言やマスコミ発表資料など外部へ出す資料を作成する情報発信の要となる班である。

（広報班）

災害発生時に、報道機関をはじめとする外部との窓口を果たす班であり、大臣、国会議員との連絡も実施する。

（情報集約班）

被災した地方自治体をはじめ、関係機関などとの情報の窓口となり、情報収集を行う、災害対策本部の情報窓口となる班である。

（通信班）

ヘリコプターからのテレビ映像、スクリーンをはじめとする危機管理センター内各機器の保守管理、操作を行う班である。

地震発生時の対応について

応急体制	第 1 次	第 2 次	第 3 次
設置基準	震度4、5弱 津波注意報 津波警報(津波) 東海地震観測情報	震度5強(東京23区除く)	震度5強(東京23区に限る) 震度6弱以上 津波警報(大津波) 東海地震注意情報 東海地震予知情報 警戒宣言
対策本部等	災害対策室 (応急対策室長が認めるとき設置)	災害対策本部(次長又は国民保護・防災部長)	災害対策本部(長官) 地震警戒本部(長官)
参集要領	応急対策室の当番者	応急対策室 防災課の一部 総務課の一部 防災情報室の一部 他	全職員

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
【平成 19 年度報告書 スケルトン（案）】
（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）

1. 基本的な考え方

- （１）調査検討の背景及び目的
- （２）調査検討の対象とする事案の範囲及び事項

2. 危機管理事案に的確に対応するために都道府県が有すべき機能

- （１）都道府県が有すべき機能の基本的な考え方及び抽出方法
- （２）危機に的確に対応するために都道府県が有すべき機能

3. 都道府県における総合的な危機管理体制の整備方策

- （１）危機管理事案への対応のあり方
 - ① 基本的な考え方
 - ② 危機対応の体制の確立までのあり方
 - ③ 関係機関等との連携のあり方
 - ④ 情報に係る住民やマスコミとの関係のあり方
- （２）平素から取り組むべき事項
 - ① 基本的な考え方
 - ② 危機管理センター等ハードの充実
 - ③ 危機管理に係る基本指針等の整備
 - ④ 24 時間即応体制の整備
 - ⑤ 危機管理分野における人的資源の充実及び確保
 - ⑥ 危機管理体制の点検、評価及び見直し
- （３）危機管理組織のあり方
 - ① 基本的な考え方
 - ② 危機発生時の危機管理体制
 - ③ 危機発生時の体制への移行
 - ④ 平素からの危機管理組織
 - ⑤ 危機管理専門幹部及び危機管理担当部署のあるべき地位

4. 参考資料